

測量・設計等業務委託契約における最低制限価格制度の導入について

対象契約

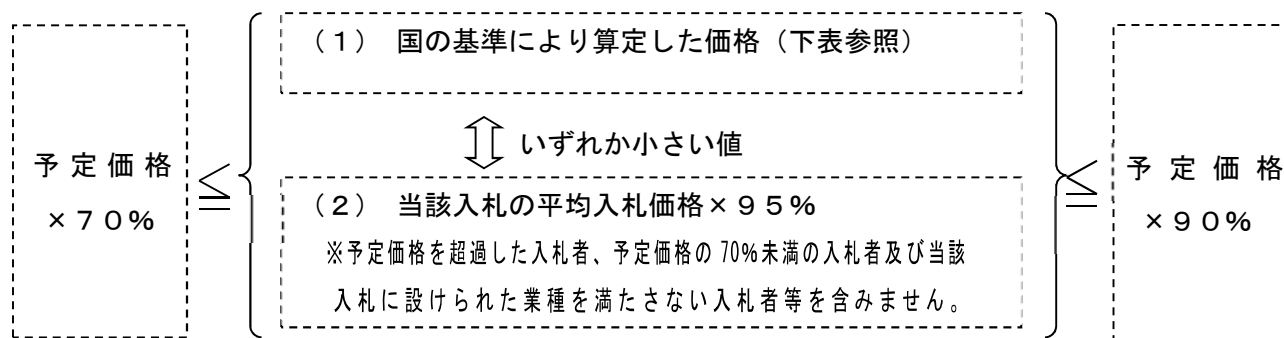
一般競争入札（政府調達協定対象案件及び総合評価落札方式を除く）に付する測量、建築設計・監理、建築設備設計、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び地質調査のうち予定価格を事前公表した業務委託契約

最低制限価格の設定方法

(1) または (2) のうちいずれか低い額

※上記金額が、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とします。

また、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。



(表) 次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額×40%	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×60%	諸経費の額×60%
建築設備設計				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×90% 又は技術経費の額×60%	一般管理費等の額×30% 又は諸経費の額×60%
補償コンサルタント				
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額×90%	解析等調査業務費の額×75%	諸経費の額×40%

実施時期

平成24年1月公告分から実施

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課

Tel (052) 972-2326

最低制限価格を算定する際の端数処理の取扱いについて

最低制限価格は以下のように算出します。

(1) 次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計します。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額×0.4	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額×0.6	諸経費の額×0.6
建築設備設計				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×0.9	一般管理費等の額×0.3
補償コンサルタント			又は技術経費の額×0.6	又は諸経費の額×0.6
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額×0.9	解析等調査業務費の額×0.75	諸経費の額×0.4

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、①～④の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。

(2) 入札者の平均入札額を求め、その額に 0.95 を掛けます。

※平均入札額を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらにその額に 0.95 を掛けた後に小数点以下の端数を切り捨てます。

(3) (1) または (2) のうちいずれか低い額が最低制限価格となりますが、次のような場合があります。

① (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.9 を超えるとき。

⇒ 予定価格×0.9 が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

② (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.7 に満たないとき。

⇒ 予定価格×0.7 が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。